



全ト協発第 113 (企)  
令和 4 年 6 月 8 日

都道府県トラック協会  
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会 長 坂本 克己



厚生労働省実施「令和 4 年賃金引上げ等の実態に関する調査」  
の周知協力依頼について

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省より、別添のとおり「令和 4 年賃金引上げ等の実態に関する調査」に関して、傘下会員事業者への周知の協力依頼がありました。

本調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにするもので、結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております

つきましては、本調査実施の趣旨をご理解いただきますとともに、傘下会員事業者の皆様への周知にご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

＜添付資料＞

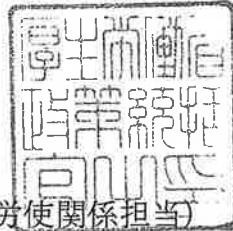
1. 令和 4 年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての協力依頼について
2. 調査の内容、調査票例
3. 機関紙、広報誌等における広報文例

政 統 発 0603 第 1 号  
令 和 4 年 6 月 3 日

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 様

厚生労働省政策統括官

(統計・情報政策、労使関係担当)



令和 4 年 賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての  
協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金引上げ等の実態に関する調査につきまして、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、一定の方法により選定した民間企業を調査の対象として昭和 44 年以降毎年実施しております。

本調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、社会的関心も高く、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

つきましては、本年も別添 1 「調査の内容」及び別添 2 「調査票」に基づき 7 月中旬より実施いたしますので、本調査実施の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下企業から御協力を得られますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌等で広報文の掲載をお願いできましたら参考までに原稿を用意いたしましたので、掲載いただくなど本調査の周知に御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省政策統括官付参事官付  
賃金福祉統計室賃金第二係  
電話：03-5253-1111 内線 7653  
chinage@mhlw.go.jp

## 調査の内容

### (1) 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。  
なお、調査は昭和44年以降毎年実施しており、今回が第54回目に当たる。

### (2) 調査の範囲

調査の範囲は次のとおりである。

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

※生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

ウ 調査対象

主たる事業が上記イに掲げる産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

### (3) 調査事項

ア 企業の属性

イ 賃金の改定に関する事項

ウ 賃金の改定事情に関する事項

エ 賞与支給に関する事項

オ 労働組合との交渉経過

### (4) 調査の対象期間

令和4年1月から12月までの1年間

### (5) 調査の実施時期及び方法

令和4年7月より郵送調査により実施（回収のみオンライン調査併用）

### (6) 調査機関

厚生労働省－調査対象企業

### (7) 集計方法

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室において集計を行う。